



# 金沢市公報

第2530号の3

平成18年(2006年)9月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ	について)の一部改正について( )	3
●規則		●教育委員会告示	
○金沢市市民センター等設置規則の一部を改正する規則 (市民課)	1	○昭和56年教育委員会告示第5号(金沢市立小学校児童通学区域)の一部改正について(2件) (教育総務課)	3
○金沢市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則 (衛生指導課)	1	●選挙管理委員会告示	
○金沢市消防の訓練及び礼式に関する規則等の一部を改正する規則 (消防総務課)	2	○昭和39年選挙管理委員会告示第18号(金沢市選挙投票区)の一部改正について (選挙管理委員会)	4
●告示		●消防局訓令甲	
○平成4年告示第95号(伝統環境保存区域及び近代的都市景観創出区域の指定等について)の一部改正について (まちなみ対策課)	3	○金沢市消防署の組織に関する規程の一部改正について (消防総務課)	4
○平成18年告示第91号(照明環境形成地域の指定及び照明環境形成地域の照明環境形成基準並びに夜間景観形成区域の指定及び夜間景観形成区域の夜間景観形成基準を定めたことについて)		●公営企業管理規程	
		○金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程 (企業総務課)	4

## 規 則

金沢市市民センター等設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年9月21日

金沢市長 山 出 保

### ●金沢市規則第69号

金沢市市民センター等設置規則の一部を改正する規則

金沢市市民センター等設置規則(平成13年規則第104号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表金沢市金沢駅市民サービスコーナーの項を次のように改める。

金沢市金沢駅市民サービスコーナー	金沢市木ノ新保町1番1号
------------------	--------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年9月21日

金沢市長 山 出 保

### ●金沢市規則第70号

金沢市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則

金沢市衛生事務委任に関する規則(昭和23年規則第89号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 石川県ふぐの処理等の規制に関する条例（平成18年石川県条例第33号。以下この号において「条例」という。）に関する事項

- ア 条例第12条第1項の規定による必要な措置又は業務の停止の命令に関する事。
  - イ 条例第12条第2項において準用する条例第8条第3項の規定による通知に関する事。
  - ウ 条例第14条の規定による届出の受理に関する事。
  - エ 条例第18条の規定によるふぐ処理営業の許可に関する事。
  - オ 条例第19条第1項の規定による申請書の受理に関する事。
  - カ 条例第20条第3項において準用する条例第8条第3項の規定による通知に関する事。
  - キ 条例第21条第1項の規定による許可証の交付に関する事。
  - ク 条例第21条第3項の規定による許可証の書換えの申請の受理に関する事。
  - ケ 条例第21条第4項の規定による許可証の再交付の申請の受理に関する事。
  - コ 条例第21条第5項の規定による許可証の返納の受理に関する事。
  - サ 条例第23条の規定による届出の受理に関する事。
  - シ 条例第24条（条例第28条において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関する事。
  - ス 条例第25条第1項の規定による許可の取消し又は営業の停止の命令に関する事。
  - セ 条例第25条第2項において準用する条例第8条第3項の規定による通知に関する事。
  - ソ 条例第26条の規定による届出の受理に関する事。
  - タ 条例第27条第1項の規定による届出済証の交付に関する事。
  - チ 条例第27条第3項の規定による届出の受理に関する事。
  - ツ 条例第27条第4項において準用する同条第1項の規定による変更の届出済証の交付に関する事。
  - テ 条例第27条第5項の規定による届出済証の再交付の申請の受理に関する事。
  - ト 条例第27条第6項の規定による届出済証の返納の受理に関する事。
  - ナ 条例第29条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事。
- 第2条第4号の2を削る。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

金沢市消防の訓練及び礼式に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年9月21日

金沢市長 山 出 保

#### ●金沢市規則第71号

金沢市消防の訓練及び礼式に関する規則等の一部を改正する規則

（金沢市消防の訓練及び礼式に関する規則の一部改正）

第1条 金沢市消防の訓練及び礼式に関する規則（昭和42年規則第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条の4第2項及び第15条の6第2項」を「第16条第2項及び第23条第2項」に改める。

（金沢市消防吏員服制の一部改正）

第2条 金沢市消防吏員服制（昭和42年規則第49号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条の4第2項」を「第16条第2項」に改める。

（金沢市消防吏員の階級に関する規則の一部改正）

第3条 金沢市消防吏員の階級に関する規則（昭和45年規則第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条の4第2項」を「第16条第2項」に改める。

（金沢市消防の行う消防操法に関する規則の一部改正）

第4条 金沢市消防の行う消防操法に関する規則（昭和52年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条の4第2項及び第15条の6第2項」を「第16条第2項及び第23条第2項」に改める。

（金沢市消防の行う消防救助操法に関する規則の一部改正）

第5条 金沢市消防の行う消防救助操法に関する規則（平成元年規則第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条の4第2項」を「第16条第2項」に改める。

（金沢市消防団規則の一部改正）

第6条 金沢市消防団規則（平成3年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条第2項及び第15条の6第2項」を「第18条第2項及び第23条第2項」に改める。

（金沢市消防局の組織に関する規則の一部改正）

第7条 金沢市消防局の組織に関する規則（平成8年規則第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条第2項」を「第10条第2項」に改める。

（金沢市消防職員委員会に関する規則の一部改正）

第8条 金沢市消防職員委員会に関する規則（平成8年規則第84号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「第14条の5第3項」を「第17条第3項」に改める。

第8条第1項中「第14条の5第1項各号」を「第17条第1項各号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### ●金沢市告示第258号

平成4年告示第95号（伝統環境保存区域及び近代的都市景観創出区域の指定等について）の一部を次のように改正する。

平成18年9月21日

金沢市長 山 出 保

近代的都市景観創出区域の名称及び位置の表2の項中「木ノ新保7番丁」の次に「、木ノ新保町」を「広岡町」の次に「、堀川新町」を加え、「本町2丁目及び南安江町」を「及び本町2丁目」に改める。

### ●金沢市告示第259号

平成18年告示第91号（照明環境形成地域の指定及び照明環境形成地域の照明環境形成基準並びに夜間景観形成区域の指定及び夜間景観形成区域の夜間景観形成基準を定めたことについて）の一部を次のように改正する。

平成18年9月21日

金沢市長 山 出 保

照明環境形成地域の名称及び位置の表7の項中「木ノ新保7番丁」の次に「、木ノ新保町」を加え、「、堀川角場」を「、堀川新町」に改め、「、南安江町」を削る。

夜間景観形成区域の名称及び位置の表3の項中「木ノ新保7番丁」の次に「、木ノ新保町」を「広坂1丁目」の次に「、堀川新町」を加え、「、南安江町」を削る。

## 教 育 委 員 会 告 示

### ●金沢市教育委員会告示第13号

昭和56年教育委員会告示第5号（金沢市立小学校児童通学区域）の一部を次のように改正する。

平成18年9月21日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

表明成小学校の項中「、南安江町」を「、木ノ新保町、堀川新町」に改める。

●金沢市教育委員会告示第14号

昭和56年教育委員会告示第5号(金沢市立小学校児童通学区域)の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から効力を有するものとします。

平成18年9月21日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

表中「(仮称)第2田上小学校」を「杜の里小学校」に改める。

## 選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第58号

昭和39年選挙管理委員会告示第18号(金沢市選挙投票区)の一部を次のように改正します。

平成18年9月21日

金沢市選挙管理委員会

表第21投票区の項中「西堀川町、南安江町」を「西堀川町」に改め、「堀川町(11番9号から15号まで、12番1号から5号まで、14号、15号、15番13号、14号を除く。)」の次に「堀川新町、木ノ新保町」を加える。

## 消防局訓令甲

●金沢市消防局訓令甲第1号

消 防 局  
消 防 署

金沢市消防署の組織に関する規程(平成8年消防本部訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

平成18年9月21日

金沢市消防長 宮 本 健 一

第1条中「第11条第2項」を「第10条第2項」に改める。

## 公営企業管理規程

金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年9月21日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

●金沢市公営企業管理規程第10号

金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程

(金沢市水道給水条例施行細則の一部改正)

第1条 金沢市水道給水条例施行細則(昭和29年公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

別表中「玉井町」を「玉井町 木ノ新保町」に、「南安江町 堀川町 堀川角場」を「堀川町 堀川新町」に改める。

(金沢市ガス供給に関する規程の一部改正)

第2条 金沢市ガス供給に関する規程(昭和60年公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「笠市町」を「笠市町 木ノ新保町」に、「南安江町」を「堀川新町」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

●正 誤

○平成18年3月31日付け金沢市公報号外第8号の8

頁	箇 所	誤	正
6	上から13行目	名 称	主たる事務所の所在地
6	上から21行目	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                     指定を受けようとする事業所・施設の種類                 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                     指定を受けようとする事業所の種類                 </div>

頁	箇 所
22	上から11行目

誤	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     基準該当事業所番号                 </div>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>

正	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     基準該当事業所番号                 </div>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>

頁	箇 所
84	上から3行目

誤	
様式第3号の2を次のように改める。	

正	
別表第4から別表第6までを削る。 様式第3号の2を次のように改める。	

平成18年(2006年)9月21日 印刷  
平成18年(2006年)9月21日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市米泉町6丁目8番地3

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
カネモト印刷(株)